## 法定相続分の詳細【相続人が兄弟姉妹(又は甥姪)だけの場合】

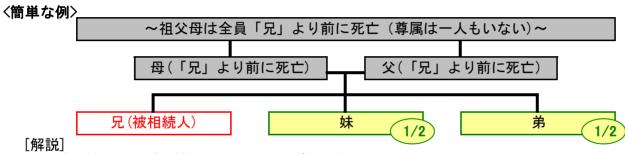
## 【前提事項】

まず法定相続人が誰であるのかを知る必要がありますがここでは、相続人についての説明は割愛します。 詳細は、"<1. 相続手続きの流れ>c. 誰が相続人かを調べる〈補足〉★相続人とは"をご参照下さい。

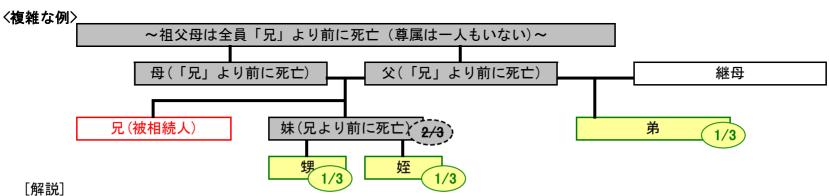
## 【法定相続分】

相続人が兄弟姉妹(「兄弟姉妹」→「兄弟姉妹の子」※「兄弟姉妹の孫」以降は対象外)だけの場合の法定相続分は

- 兄弟姉妹が複数いる場合は、均等割りとなります。
  - ※但し、父母の一方のみが同じである兄弟姉妹は、父母の両方が同じ兄弟姉妹の相続分の1/2となる。
  - ※兄弟姉妹が先に亡くなっている場合にその兄弟姉妹に子供(甥姪)がいる場合には、その亡くなられた兄弟姉妹の取り分を 甥または姪が取得(甥や姪が複数いれば孫間で均等)。更に甥姪が亡くなっている場合に甥姪に子がいても相続しません。



・弟と妹の2名が相続人の為、1/2ずつとなる。



- ・父母を同じくする妹と父のみ同じ弟は、2:1の割合で分ける事になり、妹が2/3で弟が1/3となる。
- ・更に妹は先に亡くなっている為、妹の子である甥と姪が妹に代わって相続する(代襲相続)。 甥と姪は、妹を均等割りとなり、1/3ずつとなる。